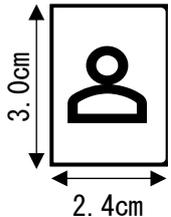


狩猟免許 Q&A

1 狩猟免許（免許試験・更新講習会）		
	Q	A
1-1	狩猟免許は、どうすれば取得できるのか。	狩猟免許試験に合格すると取得できます。 毎年度、県内各地で4回開催します。 試験日程や会場は、長野県 HP を御確認ください。
1-2	初心者狩猟免許試験講習会は、受講しなければならないのか。	必須ではありませんが、法令から猟具の取扱い等を解説しますので、受講をお勧めします。 なお、講習会のみ受講はできません。
1-3	同時に複数の狩猟免許を受験できるのか。	可能です。ただし、受験する免許種ごとに受験手数料が必要です。
1-4	住んでいる地域以外の会場の日程も受験できるか。 （更新講習含む）	原則、お住いの地域の会場での受験となります。 なお、他会場も空きがあれば受験できる場合がありますが、局によって対応が異なるので、事前に住所地を管轄する地域振興局林務課に相談してください。
1-5	わな猟免許を受験するが、医師の診断書は必要か。	猟銃等所持許可を受けてない場合は、網猟・わな猟でも必要です。 なお、猟銃等所持許可を現に受けている場合は、所持許可証の写しを提出していただければ、医師の診断書は不要です。 ※猟銃等所持許可は、警察での手続き等が必要
1-6	医師の診断書は、精神保健指定医でなければいけないのか。	精神保健指定医以外のかかりつけ医でも作成が可能ですが、事前に発行の可否や料金及び発行にかかる時間を医院に確認してください。
1-7	長野県収入証紙はどこで購入できるのか。	猟友会事務局（林務課内）、合同庁舎売店、農協支所、一部のコンビニ等で購入できます。 また、長野県 HP に販売所一覧が掲載されています。
1-8	写真は、どのようなものを添付すればよいか。	縦 3.0cm × 横 2.4cm で、無帽・無背景・正面、6 か月以内に撮影した、証明写真を 1 枚添付してください。（スナップ写真不可）
		
1-9	狩猟免許に有効期間等はあるのか。	有効期間は、合格した年から3年後の9月14日までです。（約3年間） 有効期間が満了する年に長野県が行う更新講習会を受講し、適性検査に合格すると更新できます。

1-10	有効期間の異なる免許を持っているが、有効期間をまとめることは可能か	可能です。 免許の更新申請の際に、有効期間を満了していない免許についても同時に申請をいただくことで、有効期間をまとめることができます。
1-11	狩猟免許は、全国どこでも有効なのか。	全国一律で有効ですが、狩猟をするためには、狩猟したい都道府県で別途、狩猟者登録が必要です。
1-12	狩猟免許を更新しないとどうなるのか。	有効期間(9月14日)をもって失効します。 失効後は、狩猟等が出来なくなります。
1-13	狩猟免許を失効させてしまったが、どうすればよいか。	狩猟を行うには、新しく免許試験を受験して、合格し、免許を再度取得する必要があります。 ※法令違反により免許を取消された者は、一定期間免許の再取得ができません。
1-14	災害・入院等の理由により狩猟免許の更新ができなかったが、再度試験を受けなければならないのか。	鳥獣法第49条第2号の環境省令で定めるやむを得ない理由で更新できなかった場合は、その事由がやんだ日から起算して、1か月以内にその事由に関する証明書等を提出いただくと、免許試験の知識及び技能試験を免除する対応が可能ですので、事由がやんだら速やかに地域振興局林務課へ相談ください。
2 狩猟免状の住所（氏名）変更及び再発行		
	Q	A
2-1	引っ越しをしたが、手続きが必要か。	お住いの地域（引っ越し後の地域）を管轄する地域振興局林務課に届出が必要です。 なお、届出時に狩猟免状と変更後と変更前の住所（氏名）が確認できる公的書類を持参ください。
	氏名が変わったが、手続きは必要か。	
2-2	狩猟免状を無くしてしまっただが、再発行は可能か。	お住いの地域を管轄する地域振興局林務課に届出することで再発行可能です。 ただし、再発行には手数料1100円（長野県収入証紙で納付）が必要です。
	県外に狩猟登録をするため、狩猟免状の再発行は可能か。	
3 その他		
	Q	A
3-1	狩猟免許を取得していれば、どこでも狩猟できるのか。	できません。 狩猟をする都道府県ごとに狩猟者登録が必要です。
3-2	第一種（第二種）銃猟免許を取得すれば、散弾銃や空気銃等を所持できるのか。	できません。別途、猟銃等所持許可が必要です。 また、猟銃等所持許可を受けていても、狩猟免許を有し、狩猟者登録がないと狩猟はできません。

注：不明な点や詳細については、住所地を管轄する地域振興局林務課に御確認ください。